

# 若尾逸平に関する古文書を読む

山梨県立博物館 小畑

## 一、若尾逸平について

- ・生没年 文政三年十二月六日(一八二一・一・九)生まれ 大正二年九月七日死去
- ・出身地 甲斐国巨摩郡在家塚村(南アルプス市在家塚・旧白根町)
- ・家族 父林右衛門 母きの(旧姓飯野) 継母みき(同) 兄林平(林右衛門) 異母弟幾造 異母妹千代 妻たつ(生別) 妻はつ(旧姓細田) 養子民造(はつ弟) 養女みき 養子聖之助
- ・略歴 天秤棒を担ぐ行商から始まり、安政ごろに甲府に拠点を置く。横浜開港を機に発展をみせ、幕末ごろには甲府でも屈指の商人となる。明治五年(一八七二)八月の大小切騒動では焼き討ちに遭う。明治九年に幾造らに財産分与。明治十年代には価値が半減していた紙幣を大量に買い入れ、価値の持ち直しにより資産を倍増させる。この時期に多くの貸し付けをおこなったことで、返済不能の農民の土地が集積し、山梨県第一位の大地主となり、貴族院多額納税者議員の就任や、東京馬車鉄道・東京電燈株の買い占めの資金的基礎となる。鉄道敷設法の施行に伴い鉄道会議の議員となり、中央線の建設とそのルート決定に尽力する。その他、初代甲府市長を務めたほか、甲府連隊誘致、開国橋建設をはじめとして甲府や山梨県のインフラや街づくりに大きな支援と貢献を果たす。
- ・人物像 体も小さく病気がちだった幼児時代。剣豪を目指した少年時代。いまで言う「ひきこもり」時代もあり、商人としてのスタートは二十二歳(数え年)とかなり遅め。無尽蔵の脚力と体力を誇り、ほとんど寝ずに仕事をこなす。晩年は小柄なキンキン声の老人と評される。粗食で衣服にこだわらない。道楽は囲碁に熱中する程度。貴族院議員就任以降は、書を嗜むようになり、扇面のような記念品から掛軸になっていくもの、中央線および甲府駅開業記念の「祝開通」の揮毫などを記している。

## 二、逸平が書いた文字



三、資料を読む

・若尾逸平差し出し坂田御主人宛て書簡【虫食いの口に文字を補ってください】

坂田御主人 若尾逸平



多々快意

目下至幸お礼

時。依彩の上

徳物。信あり

お送。廉書。何

丹。只今

迄。御認止

能。書面

送。二

送。得

八月十一日

坂田御主人 若尾逸平

八月

□□快□□同意

□□□□□、扱一

□□依□□上□

□□之□□、□□之

□□之廉□□□□、何

れ□□□□□、只今

□□御認止□□□□、

□□書面□□□□二

□□□□□、□□

得□□□□□□□

□□

八月十一日

【解説文】

今日之快晴御同意  
目出度奉存候、扱一  
昨日御依頼申上候  
認物之義者、注文之  
相違之廉出来候間、何  
れ二而も宜敷候間、只今  
迄二而御認止可被下候、  
就而者書面願此者二  
御遣し可被成候、余者  
得鳳眉御礼可申上候

頓首

八月十一日

【読み下し文】

今日の快晴御同意  
目出たく存じ奉り候。さて一  
昨日ご依頼申し上げ候  
認め物の義は、注文の  
相違の廉出来候間、何  
れにてもよろしく候間、只今  
までにてお認め止め下さるべく候。  
就いては書面願いこの者に  
お遣わし成さるべく候。余りは  
鳳眉を得て御礼申し上げべく候。

頓首

八月十一日

【内容】

今日の快晴と同じような意味でめでたく思うところを申し上げます。  
さておとといご依頼申し上げました書類作成の件についてですが、  
お願いの内容に変更の点が出来てしまいましたので、どちらでもよ  
ろしいので、ここまでで作成をお止めください。つきましては書面  
のお願いをこの者にお渡しく下さい。あとのことはお目にかかった  
際に御礼を申し上げさせていただきます。

頓首

八月十一日

筆翰  
候、  
故大人一  
周忌日  
土地二て御墓  
小池君  
嘱、  
と、多  
忙  
等二て大二  
遷、  
上  
始末、  
と  
仕候、  
右不  
御面話  
二て右申合仕たく  
九月九日  
匆々敬具  
洪澤栄一  
若尾民造様  
拝復

筆翰

候、

故大人一

周忌日

土地二て御墓

小池君

嘱、

と

、多

忙

等二て大二

遷

上

始末、

と

仕候、

右不

御面話

二て右申合仕たく

九月九日

匆々敬具

洪澤栄一

若尾民造様

拝復

【解説文】

筆翰拝読益御清適

奉賀候、過日ハ故大人 一

周忌日之由拝承候得共、

遠隔之土地ニて御墓参

も仕兼不本意之至ニ候、

御伝記序文之義ニ付而ハ

曾而小池君より御委

嘱有之、可成早く起艸

可及と御請申上候処、多

忙且避暑旅行等ニて大ニ

遷延いたし申訳無之候、

帰京後漸く浄書之

上差上候始末、或ハ機

会を失し候哉と恐縮仕候、

右不取敢拝復まで

いつれ其中御面話

ニて右申合仕たく

【読み下し文】

筆翰拝読ますます御清適

賀し奉り候。過日は故大人 一

周忌日の由拝承そうらえども、

遠隔の土地にて御墓参

も仕り兼ね不本意の至りに候。

御伝記序文の義に付いては

曾て小池君より御委

嘱これあり、なるべく早く起草に

及ぶべしと御請け申し上げ候ところ、多

忙かつ避暑旅行などにて大いに

遷延いたし申し訳これなく候。

帰京後漸く浄書の

上差し上げ候始末、或いは機

会を失し候やと恐縮仕り候。

右取り敢えず拝復まで。

いずれそのうち御面話

にて右申し合い仕りたく。

匆々敬具

九月九日

渋沢栄一

匆々敬具

九月九日

渋沢栄一

若尾民造様

拝復

若尾民造様

拝復

【内容】

お手紙を拝読しました。ますますご壮健でありますことをおよろこび申し上げます。先日は亡くなられた若尾逸平殿の一周忌だと承っておりますが、遠距離でもありお墓参りも出来ずにいることは大変不本意なことでございます。伝記（『若尾逸平』）の序文の件については、前に小池国三さんからお任せ頂いておりました。なるべく早く執筆しますとお引き受けしましたが、多忙かつ避暑旅行などのために、大きく遅れてしまいましたことを申し訳なく思います。帰京後ようやく清書のうえ提出するという状況で、もしかしたら掲載の機会を逃してしまわれたかと恐縮している次第でございます。右に記した通り、まずは返信のお便りを申し上げます。また次の機会にはお会いしてこの件についてもお話しさせていただきたいと思っております。

九月九日

渋沢栄一

匆々敬具

若尾民造様 拝復

時宜に依りて移所ツを任し又時宜に依りて  
移所ツ御承ふスルハ所請願書様を以て云  
フツシク向ハはしニ敷分り候ハ  
バ又見テテテ負ケルトモハ宜流と見テテ  
毫も未練ノ所あり見セテんを以て  
宛ルテテテカ

甲信移所不アリ候ハ所請願書様を以て云  
フツシク向ハはしニ敷分り候ハ  
バ又見テテテ負ケルトモハ宜流と見テテ  
毫も未練ノ所あり見セテんを以て  
宛ルテテテカ

甲信移所不アリ候ハ所請願書様を以て云  
フツシク向ハはしニ敷分り候ハ  
バ又見テテテ負ケルトモハ宜流と見テテ  
毫も未練ノ所あり見セテんを以て  
宛ルテテテカ

甲信移所不アリ候ハ所請願書様を以て云  
フツシク向ハはしニ敷分り候ハ  
バ又見テテテ負ケルトモハ宜流と見テテ  
毫も未練ノ所あり見セテんを以て  
宛ルテテテカ

佐竹作太郎

大木お

1801

## 【解説文】

時宜二依リテ権利ヲ主張シ又時宜二依リテ  
権利ヲ抛捨スルハ所謂臨機応変ト云  
フハシ、今回ハ彼レニ数歩ヲ譲リ我ハ  
ベタ負けナリ、負ケルトキハ立派ニ負けテ  
毫毛未練ノ所為ヲ見セサルモ亦一  
策ナランカ。

甲府松本間ヲ此仮許可スルトキハ甲府  
以東ハ将来ノ調査上若シ充分ナラサルモ

自然許可セサルヲ得サルノ責任政府

ニアリ、尚一步ヲ進メテ之ヲ考フレハ調査上充分ナラサルトキハ政府ハ多少ノ補給ヲ為シテモ許可セサルヲ得サルベシ

甲府松本間ノ営業ニテ本鉄道ガ

独立シ得サルヲハ政府モ確ニ之ヲ認

メタルヲハ今回ノ達シ文ニテ其証拠

充分ナリトス。

甲府松本間ノ本免状ハ将来全

線路ノ免状ヲ得ルノ階梯トスルニハ

既存ノ仮免状ヨリ其効力大

ナルベシ。

右ハ小生ガ久シク坐禪ノ効ニ依リテサトリ

ヲ開キ人ニハ深く厚ク依ルヘカラス、人

ニ依ルハ只其事ノ階梯ノミト知ルヘ

シト云フト真理ヲ会得シ始メテ從

来ノ悪意ヲ去リ今日以後ハ更ニ正道

ニ復シテ将来ノ事ニ関シ愚見ヲ述ヘ

タルモノナレハ從來申上候旨意トハ丸デ

反対ト御承知可被下候、左ハ去リナカラ今回

ノ政府ノ処置ヲ以テ決シテ正当ナリ

トハ認め不申（仮令サトリハ開キタリトモ）候へとも是

ハ時勢不得止トアキラメ候外無之候、右

愚意ヲ書シテ御一笑ニ附ス可シ

二十日

作太郎

大木様

## 【資料の背景】

この資料は、若尾逸平ら山梨県や長野県などの有志が、  
甲信鉄道という鉄道を建設しようとした際の書簡となり  
ます。

甲信鉄道は、当時の東海道線（現在の御殿場線）の御殿  
場駅から甲府、松本を目指す鉄道でしたが、資金面や技  
術面から、国は甲府・松本間の許可しか与えず、東京と  
山梨を鉄道でつなぐという点で、肝心な御殿場・甲府間  
は許可が得られませんでした。

この書簡は、ちょうど国の不許可があった頃に、若尾逸  
平の重要な「幕僚」でもあり、パートナーであった佐竹  
作太郎が、甲信鉄道の発起人同志である大木喬命に宛て  
て書いたもので、佐竹のやるせない思いが滲みでたもの  
となっています。

## 【内容】

タイミングによって権利を主張し、また場合によっては  
権利を放棄するのは、いわゆる臨機応変ということであ  
る。（とはいえ）今回は彼（政府）に数歩も譲り、我々は  
ベタ負けである。負けるときは見事に負けて、少しも未  
練の振る舞いを見せないというのも、また一つの策かも  
しれない。

（政府が）甲府松本間をこのまま許可する時は、甲府以東  
は将来の（経営見込みの）調査がもしも十分でなかった  
としても、当然許可を出さざるを得ない責任が政府にあ  
るのだ。（考えをなお一步進めてみれば、調査で十分でないとなった場合、  
政府は多少の支援をしてでも許可をしないわけにはいかない。）

甲府松本間の営業だけで甲信鉄道が経営が成り立たない  
ことは政府もすっかりこれを認めており、この事は今回  
の通知文においてその十分な証拠と見なすことができる。  
甲府松本間の免許状は、将来御殿場・甲府・松本間全線  
の免許状を得る上でのステップとするうえで、現在得  
ている仮免許状よりもその効果は大きいといえる。

今回のことは、私が随分前から、坐禪の成果として悟り  
を開くべきであり、他人へ強く頼ってはいけない、人に  
頼るのは、ただ悟りを開く上でのステップに過ぎないと  
考えるべきという真理をわが物にしたことによって、初  
めてこれまでの悪い気持ちを忘れて、今日から更に正し  
い道へと戻って将来のことについての考えを述べられる  
ようになったわけなので、これまで申し上げて来た内容  
とはまるで反対のことだとご承知頂ければと思う。

とはいえ、今回の政府の処置は決して正しいものとは認  
めるわけではなく（たとえ悟りを開いたとしても）、これ  
は現在の情勢では止むを得ないとあきらめるほかないと、  
右のような考えを記したので、ご笑覧いただければと思  
う。

二十日

作太郎

大木様